

業 務 監 査 報 告 書

(監査規程第2条第4項に定める業務監査の報告書)

平成29年4月30日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
理 事 長 郡 寫 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 長 光 雄 
公認会計士業務責任者 児 玉 卓 也 
公認会計士

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「財団」という。）からの依頼に基づき、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下、「法」という。）第92条に定める資金管理業務を行う法人（以下、「資金管理センター」という。）の業務、法第105条に定める再資源化等業務を行う法人（以下、「再資源化支援部」という。）の法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えんを受けて行う法第106条第2号から第5号の業務（以下、「第2-5号業務」という。）及び法第114条に定める情報管理業務を行う法人（以下、「情報管理部」という。）の業務について、財団の監査規程第2条第4項に定める業務監査（以下、「業務監査」という。）として、財団との間で合意された下記調査を実施した。

<財団との間で合意された調査並びに本報告書利用に係る結論の記載>

財団との間で合意された調査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではなく、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証することを目的としたものではない。また、調査対象とした業務に係る業務運営が、法令、定款及び財団の諸規程等の規定に従い適正に効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかについて、いかなる保証を与えるものではない。また、調査の範囲は、財団における資金管理センターの業務及び第2-5号業務並びに情報管理部の業務のみを対象とするものであり、財団全体として法令、定款、財団の諸規程等の規定に従って行われたかについて言及するものではない。

財団との間で合意された調査は、上記対象の財団の業務を網羅的に調査した結果ではない。また、調査範囲や調査内容については、事前に財団関係部署各位と打合せを行い決定してい

る。もし、当監査法人が一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠して財務諸表の監査又はレビューを実施した場合、若しくは当監査法人が調査の範囲を更に拡大した場合、追加的に報告すべき事項が発見される可能性がある。

なお、本報告書は、財団が定款の規定に基づき行った事業について、法令、定款及び財団の諸規程等の規定に従って行われたかを検討するため及び資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会への報告するために作成されたものである。この報告目的以外に利用された場合に生じる結果に対して当監査法人はいかなる責任を負うものではない。

財団と当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以 上

目 次

I. 調査の概要	1
1. 調査の目的（業務監査と当該調査の関係と目的について）	1
2. 調査の範囲	1
3. 調査の方法	1
4. 調査の対象期間	2
5. 調査の実施期間	2
II. 調査結果	3
1. 資金管理センターにおける再資源化預託金等の収受業務の調査	3
2. 資金管理センターにおける支払業務の調査	10
3. 資金管理センターにおける資金運用の調査	19
4. 資金管理センターにおけるその他の業務の調査	22
5. 再資源化支援部の調査（法第106条関連業務）	25

I. 調査の概要

1. 調査の目的（業務監査と当該調査の関係と目的について）

財団における業務監査は、法第94条に定める「資金管理業務規程」第30条において監査法人により実施されることが要請されており、当該調査業務はこの要請に基づいて実施されるものである。財団における業務監査は、財団の監査規程第2条第4項において「第2項及び前項に掲げる監査（会計監査に該当）以外の監査であって、財団が定款第5条の規定に基づき行った事業が、法令、定款、財団の諸規程等の規定に従って行われたかどうかを独立第三者が監査するもの」と定められている。

当該調査業務は、この規程に基づいて実施され、調査の対象範囲である資金管理センター及び再資源化支援部並びに情報管理部の業務が、法令、定款、財団の諸規程等の規定に従って行われたことを財団と当監査法人の間で合意された手続に従って調査し、その結果を資金管理業務諮問委員会、監事及び理事会へ報告することを目的としたものである。

したがって、当該調査業務は、一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビュー基準に準拠するものではなく、会計処理及び管理制度等の信頼性を保証することを目的としたものではない。また、当該調査業務は、調査対象とした業務運営が、法令、定款及び財団の諸規程等の規定に従い適正に効率的に執行されたか否か、並びに業務管理のための組織、制度及び手続が妥当であるかについて、いかなる保証を与えるものではない。

2. 調査の範囲

当該調査業務の範囲は、資金管理センターの業務、第2-5号業務並びに情報管理部の業務とする。ただし、資金管理センターにおいて使用されているリサイクルシステム等のコンピュータシステム及び資金管理センターの業務の一部を行っているコンタクトセンターは対象外とする。

3. 調査の方法

調査範囲や調査内容については、事前に財団と協議の上、合意された調査範囲及び調査内容で実施しており、財団の業務を網羅的に調査したものではない。

基本的な調査手続は、資金管理センターでの収受・運用・支払業務及び一般管理等、再資源化支援部での第2-5号業務及び情報管理部の業務について、関連部署の責任者への質問及び関連部署の責任者より入手した証憑間の照合により行う。

調査対象外とされたリサイクルシステム等のコンピュータシステムから出力された帳票は正しいものとして調査を行っている。また、調査対象外とされたコンタクトセクターにおける業務についても適切に実施されていることを前提として調査を実施している。

なお、サンプルは、特段の説明が記されている場合を除き、財団との協議により選定されて

いる。

4. 調査の対象期間

平成28年1月1日から平成28年12月31日

5. 調査の実施期間

平成28年11月1日から平成29年4月20日

II. 調査結果

1. 資金管理センターにおける再資源化預託金等の收受業務の調査

調査項目

再資源化預託金の收受

調査内容

(1) リサイクルシステムにおける引落不能管理と実入金額の照合プロセスの調査

調査方法

- ① 入金代行業者より、2回目の銀行口座引落しが出来なかった旨の連絡を受けた事業者（口座引落2回目 NG 事業者）に関して、平成28年1月から平成28年12月までの「口座引落 NG 履歴」から各月1件サンプルを抽出し、リサイクルシステムの帳票である「口座引落 第2回目結果情報 NG」と照合し、銀行口座引落しが出来なかった金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② 上記①のサンプルのうち、催促により口座へ個別振込された債権については、銀行からオンラインで入手した「入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）」、「口座引落収納明細」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ③ 平成28年1月から平成28年12月までの期間に係る各月の「債権回収業務月報」を閲覧し、担当理事の報告受領印が押印されているかどうか確かめる。
- ④ 企画課担当者への質問により、平成28年1月から平成28年12月までの期間における預託機能の利用停止措置がとられた事業者の有無を確かめる。預託機能の利用停止措置がとられた事業者がある場合には、一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下、「自再協」という。）から入手した当該事業者に係る「自動車リサイクルシステム 預託業務停止処理完了報告書」があるかどうか確かめる。

調査結果

- ① 入金代行業者より、2回目の銀行口座引落しが出来なかった旨の連絡を受けた事業者（口座引落2回目 NG 事業者）に関して、平成28年1月から平成28年12月までの「口座引落 NG 履歴」から各月1件サンプルを抽出し、リサイクルシステムの帳票である「口座引落 第2回目結果情報 NG」と照合し、銀行口座引落しが出来なかった金額が一致していることを確かめた。なお、平成28年1月、4月、10月については、当該手続に係る対象取引が無かった

ため手続は実施していない。

- ② 上記①のサンプルのうち、催促により口座へ個別振込された債権については、銀行からオンラインで入手した「入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）」、「口座引落収納明細」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめた結果、平成28年6月の「口座引落 NG 履歴」の金額と「入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）」ならびに「口座引落収納明細」の金額は取引先破産により一致しなかった。
- ③ 平成28年1月から平成28年12月までの期間に係る各月の「債権回収業務月報」を閲覧し、担当理事の報告受領印が押印されていることを確かめた。
- ④ 企画課担当者への質問により、平成28年1月から平成28年12月までの期間における預託機能の利用停止措置がとられた事業者が無いことを確かめた。預託機能の利用停止措置がとられた事業者は無かったため、一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下、「自再協」という。）から入手した当該事業者に係る「自動車リサイクルシステム 預託業務停止処理完了報告書」の有無を確認する手続は省略した。

調査内容

- (2) リサイクルシステムにおける実入金額の照合プロセス（自治体/防衛省）

調査方法

【自治体】

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの申込者（自治体）からの預託金について、預託日から2ヶ月以内に入金が行われているか、「入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）」又は「振替受払通知票」の入金日と「入金管理表」の入金日の記載について確かめる。

【防衛省】

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの防衛省からの預託金について、預託金に係る「仕訳票（廃棄時収納（防衛省）」）と当該基礎データである各月の「入金管理表」の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。また、当該会計処理に係る決裁を確認できる「承認確認一覧」の部長欄に、資金管理センター部長名が表示されているかどうか確かめる。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「入金管理表」（防衛省の元データ）からサンプルを毎月1件抽出し、「入出金明細照会（普通/当座/貯蓄）」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、一致しているかどうか確かめる。さらに、当該会計処理に係る決裁を確認できる「承認確認一覧」の部長欄に、資金管理センター部長名が表示されているかどうか確かめる。

調査結果

【自治体】

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの申込者（自治体）からの預託金について、預託日から2ヶ月以内に入金が行われているか、「入出金明細照会（普通／当座／貯蓄）」又は「振替受払通知票」の入金日と「入金管理表」の入金日の記載について確かめた。

【防衛省】

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの防衛省からの預託金について、預託金に係る「仕訳票（廃棄時収納（防衛省）」）と当該基礎データである各月の「入金管理表」の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該会計処理に係る決裁を確認できる「承認確認一覧」の部長欄に、資金管理センター部長名が表示されていることを確かめた。なお、平成28年4月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「入金管理表」（防衛省の元データ）からサンプルを各月1件抽出し、「入出金明細照会（普通/当座/貯蓄）」と照合し、金額が一致していることを確かめた。また、当該金額とこれに関する「振替伝票」の金額を照合し、一致していることを確かめた。さらに、当該会計処理に係る決裁を確認できる「承認確認一覧」の部長欄に、資金管理センター部長名が表示されていることを確かめた。なお、平成28年4月、5月、8月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。

調査項目

預託申請取消等

調査内容

- (3) 誤預託に伴う預託取消案件の処理

調査方法

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの誤預託（対象車両の間違え、特定再資源化等物品の装備情報の間違え等）に伴う預託取消について、下記書類からサンプルを各月1件抽出し、以下の手続を実施する。
 - ア 「リサイクル料金預託取消返金申請書」に申請者名、車台番号、リサイクル券番号及び返金額が記載されているかどうか確かめる。併せて業務課課長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。
 - イ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」及び「リサイクル料金預託取消返金申請書」を閲覧し、返金されるリサイクル料金が一致しているかどうか確かめる。併せて

「リサイクル料金預託取消し及び返金について」に、業務課課長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

ウ 「リサイクル料金預託取消返金申請書」と自動車リサイクルシステムの「入金情報登録／取消」画面を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。

エ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。併せて「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。

② 平成28年1月から平成28年12月までの誤預託（対象車両の間違え・特定再資源化等物品の装備情報の間違え等）に伴う預託取消のうち、マニフェスト発行取消しによるものについて、下記書類からサンプルを各月1件抽出し、以下の手続を実施する。

ア 「XX年XX月分返金」と「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を照合し、返金額が一致しているかどうか確かめる。

イ 「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」に返送金予定日及び金額が記載されているかどうか確かめる。併せて業務課課長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

ウ サンプルについて、「(XX月度)マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、振込日及び返金額が一致しているかどうか確かめる。併せて「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。

調査結果

① 平成28年1月から平成28年12月までの誤預託（対象車両の間違え、特定再資源化等物品の装備情報の間違え等）に伴う預託取消について、下記書類からサンプルを各月1件抽出し、以下の手続を実施した。

ア 「リサイクル料金預託取消返金申請書」に申請者名、車台番号、リサイクル券番号及び返金額が記載されていることを確かめた。併せて業務課課長による決裁印が押印されていることを確かめた。

イ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」及び「リサイクル料金預託取消返金申請書」を閲覧し、返金されるリサイクル料金が一致しているかどうかを確かめた結果、平成28年6月については、「リサイクル料金預託取消し及び返金について」と「リサイクル料金預託取消返金申請書」の金額は一致していなかった。併せて「リサイクル料金預託取消し及び返金について」に、業務課課長による決裁印が押印されていることを確かめた。

ウ 「リサイクル料金預託取消返金申請書」と自動車リサイクルシステムの「入金情報登録

／取消」画面を照合し、金額が一致しているかどうかを確かめた結果、平成28年6月については、「リサイクル料金預託取消返金申請書」と「入金情報登録／取消」画面」の金額は一致していなかった。

エ 「リサイクル料金預託取消し及び返金について」と「振込明細データ＜総合振込＞」を照合し、金額が一致していることを確かめた。併せて「振込明細データ＜総合振込＞」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

② 平成28年1月から平成28年12月までの誤預託（対象車両の間違え・特定再資源化等物品の装備情報の間違え等）に伴う預託取消のうち、マニフェスト発行取消しによるものについて、下記書類からサンプルを各月1件抽出し、以下の手続を実施した。

ア 「XX年XX月分返金」と「(XX月度) マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」を照合し、返金額が一致しているかどうかを確かめた結果、平成28年3月については、「2016年3月分返金」と「(3月度) マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」の金額が一致しなかった。

イ 「(XX月度) マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」に返送金予定日及び金額が記載されていることを確かめた。併せて業務課課長による決裁印が押印されていることを確かめた。

ウ サンプルについて、「(XX月度) マニフェスト発行取消しによる引取業者へのリサイクル料金返金依頼」と「振込明細データ＜総合振込＞」を照合し、振込日及び返金額が一致していることを確かめた。併せて「振込明細データ＜総合振込＞」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

調査内容

(4) 事業者による預託申請取消案件の処理

調査方法

① 平成28年1月から平成28年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「郵便局収納預託取消し及び返金について」から隔月1件サンプルを抽出し、「仕訳票（郵便局収納）」と「郵便局収納預託取消し及び返金について」を照合し、金額が一致していることを確かめる。また「郵便局収納預託取消し及び返金について」に業務課課長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。

② 平成28年1月から平成28年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「郵便局収納預託取消し及び返金について」から隔月1件サンプルを抽出し、「郵便局収納預託取消し及び返金について」と「振込受払通知票」及び「郵便振替払出書」を照合し、金額が一致していることを確かめる。また、「郵便振替払出書」に振替口座登録印が押印し

てあるかどうか確かめる。

調査結果

- ① 平成28年1月から平成28年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「郵便局収納預託取消し及び返金について」から隔月1件サンプルを抽出し、「仕訳票（郵便局収納）」と「郵便局収納預託取消し及び返金について」を照合し、金額が一致していることを確かめた。また「郵便局収納預託取消し及び返金について」に業務課課長による決裁印が押印されていることを確かめた。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までのゆうちょ銀行振替による預託申請の取消について、「郵便局収納預託取消し及び返金について」から隔月1件サンプルを抽出し、「郵便局収納預託取消し及び返金について」と「振込受払通知票」及び「郵便振替払出書」を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「郵便振替払出書」に振替口座登録印が押印してあることを確かめた。

調査内容

- (5) 自動車メーカー等の装備修正に伴うリサイクル料金修正及び返金案件の処理

調査方法

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、下記書類からサンプルを年間1件抽出し、以下の手続を実施する。
 - ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」、「リサイクル料金差額返金請求書」及び「自動車リサイクルシステムデータ料金情報修正リスト」を照合し、返金件数合計、返金額合計、個別の車台番号、リサイクル券番号、請求日、請求者及び返金額が一致しているかどうか確かめる。
 - イ 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、送金口座及び振込金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② ①のサンプルに関して、以下の手続を実施する。
 - ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」に業務課課長による決裁印が押印されているかどうか確かめる。
 - イ 「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの装備修正に伴うリサイクル料金の修正及び返金について、下記書類からサンプルを年間1件抽出し、以下の手続を実施した。

ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」、「リサイクル料金差額返金請求書」及び「自動車リサイクルシステムデータ料金情報修正リスト」を照合し、返金件数合計、返金額合計、個別の車台番号、リサイクル券番号、請求日、請求者及び返金額が一致していることを確かめた。

イ 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」と「振込明細データ<総合振込>」を照合し、送金口座及び振込金額が一致していることを確かめた。

② ①のサンプルに関して、以下の手続を実施した。

ア 「装備修正に伴う自動車製造業者等請求額の送金依頼」に業務課課長による決裁印が押印されていることを確かめた。

イ 「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

2. 資金管理センターにおける支払業務の調査

調査項目

リサイクル料金の自動車製造業者への払渡し

調査内容

(1) 業務プロセスの調査

調査方法

- ① 平成28年1月から平成28年12月の期間におけるリサイクルシステムからの出力帳票である「再資源化料金払渡／払渡状況一覧」から各月1件のサンプルを抽出し、「2016年〇月度再資源化等預託金の払渡し金額通知書」、「2016年〇月度 再資源化等預託金の払渡し金額請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② ①に係るリサイクルシステムからの出力帳票である「再資源化料金払渡／払渡状況一覧」に決裁者である業務課課長が記載されているかどうか確かめる。
- ③ ①に係る「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 平成28年1月から平成28年12月の期間におけるリサイクルシステムからの出力帳票である「再資源化料金払渡／払渡状況一覧」から各月1件のサンプルを抽出し、「2016年〇月度再資源化等預託金の払渡し金額通知書」、「2016年〇月度 再資源化等預託金の払渡し金額請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致していることを確かめた。
- ② ①に係るリサイクルシステムからの出力帳票である「再資源化料金払渡／払渡状況一覧」に決裁者である業務課課長が記載されていることを確かめた。
- ③ ①に係る「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

調査項目

情報管理料金の情報管理部への払渡し

調査内容

(2) 業務プロセスの調査

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの月次の資金管理センターから情報管理部への「情報管理料金の払渡し通知書」と情報管理部から資金管理センターへの「情報管理料金の払渡し請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。また、「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの月次の資金管理センターから情報管理部への「情報管理料金の払渡し通知書」と情報管理部から資金管理センターへの「情報管理料金の払渡し請求書」及び「振込明細データ<総合振込>」を照合し、金額が一致していることを確かめた。また、「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

調査項目

特定再資源化預託金等の出えん等

調査内容

(3) 業務プロセスの調査

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの特定再資源化預託金等の出えん等について、以下の手続を実施する。

- ア 上記特定再資源化預託金等の出えん等に関連する離島対策等検討会議事録、資金管理業務諮問委員会議事録、理事会議事録及び決裁書を閲覧するとともに、理事会議事録に理事長の署名捺印があるかどうか確かめる。また、経済産業大臣及び環境大臣から入手した財団代表理事宛の「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」を全件入手し閲覧する。
- イ 資金管理センターにおける特定再資源化預託金等の資金移動及び当該特定再資源化預託金等が資金管理業務に要する費用に充当されている場合（「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用充当の記載がある場合。）、「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用に充当する旨の記載があるかどうか確かめる。
- ウ 当該特定再資源化預託金等の指定口座への当該送金について、「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確

かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの特定再資源化預託金等の出えん等について、以下の手続を実施した。

- ア 上記特定再資源化預託金等の出えん等に関連する離島対策等検討会議事録、資金管理業務諮問委員会議事録、理事会議事録及び決裁書を閲覧するとともに、理事会議事録に理事長の署名捺印があることを確かめた。また、経済産業大臣及び環境大臣から入手した財団代表理事宛の「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」を全件入手し閲覧した。
- イ 資金管理センターにおける特定再資源化預託金等の資金移動及び当該特定再資源化預託金等が資金管理業務に要する費用に充当されている場合（「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用充当の記載がある場合。）、「特定再資源化預託金等の出えん等の承認について」において、出えん金の使途として費用に充当する旨の記載があることを確かめた。
- ウ 当該特定再資源化預託金等の指定口座への当該送金について、「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。

調査項目

資金管理料金からの支出管理

調査内容

- (4) 業務プロセスの調査

調査方法

- ①平成28年1月から12月までの「直課物件費まとめ表」からサンプルを四半期に1件抽出し、「直課物件費まとめ表」と「振込明細データ<総合振込>」の合計金額を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② 資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部に共通的に発生する下記ア・イの費用について、平成28年1月から平成28年12月までの事務統括部作成の「入金依頼書A」より、下記のア及びイについてサンプルを四半期に1件抽出し、「法人間調整会議」で決定した金額及び按分比率を用いて再計算した金額と、支払証憑に記載されている金額を照合し、一致しているかどうか確かめる。
 - ア システム・改修保守費
 - イ データセンター運営費

調査結果

- ①平成28年1月から12月までの「直課物件費まとめ表」からサンプルを四半期に1件抽出し、「直課物件費まとめ表」と「振込明細データ<総合振込>」の合計金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。
- ② 資金管理センター、再資源化支援部及び情報管理部に共通的に発生する下記ア・イの費用について、平成28年1月から平成28年12月までの事務統括部作成の「入金依頼書 A」より、下記のア及びイについてサンプルを四半期に1件抽出し、「法人間調整会議」で決定した金額及び按分比率を用いて再計算した金額と、支払証憑に記載されている金額を照合し、一致していることを確かめた。
 - ア システム・改修保守費
 - イ データセンター運営費

調査項目

費用計上

調査内容

- (5) 「リサイクル料金等収納手数料」の計上

調査方法

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの資金管理料金の「リサイクル料金等収納手数料」（「新車購入時預託関連費」又は「引取時預託関連費」）のうち、下記のアからオのそれぞれについて、以下の手続きを実施する。
 - ア 払込票郵送型収納の証憑書類のうち、「振替受払通知票」からサンプルを四半期に1件抽出し、「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分に係る「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」（新車購入時預託関連費及び事業費－新車購入時預託関連費－リサイクル料金等収納手数料－収納手数料（払込票郵送型収納））の金額が一致しているかどうか確かめる。
 - イ ゆうちょ銀行口座引落での収納（郵便局収納）の証憑書類のうち、「振替受払通知票」からサンプルを四半期に1件抽出し、郵便局収納の引取分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」（引取時預託関連費及び事業費－引取時預託関連費－リサイクル料金等収納手数料（郵便局収納））の金額が一致しているかどうか確かめる。
 - ウ セブンイレブンでの払込による収納（セブンイレブン収納）の証憑書類のうち、「手数料相殺表兼振込連絡表表示」からサンプルを四半期に1件抽出し、収納手数料の

- 金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(セブンイレブン収納)と新車購入支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(セブンイレブン収納)の合計額)の金額が一致しているかどうか確かめる。
- エ スマートピットカードでのコンビニ払込による収納(SPC 収納)の証憑書類のうち、「Smart Pit 精算書」からサンプルを四半期に1件抽出し、収納手数料の金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(SPC 収納)と新車購入支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(SPC 収納)の合計額)の金額が一致しているかどうか確かめる。
- オ 口座引落収納の証憑書類のうち、「お振込通知書」からサンプルを四半期に1件抽出し、口座引落収納分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(口座引落収納))の金額が一致しているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの資金管理料金の「リサイクル料金等収納手数料」(「新車購入時預託関連費」又は「引取時預託関連費」)のうち、下記のアからオのそれぞれについて、以下の手続きを実施した。

- ア 払込票郵送型収納の証憑書類のうち、「振替受払通知票」からサンプルを四半期に1件抽出し、「払込票郵送型収納」の新車並行輸入分に係る「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」(新車購入時預託関連費及び事業費ー新車購入時預託関連費ーリサイクル料金等収納手数料ー収納手数料(払込票郵送型収納))の金額が一致していることを確かめた。
- イ ゆうちょ銀行口座引落での収納(郵便局収納)の証憑書類のうち、「振替受払通知票」からサンプルを四半期に1件抽出し、郵便局収納の引取分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」(引取時預託関連費及び事業費ー引取時預託関連費ーリサイクル料金等収納手数料(郵便局収納))の金額が一致していることを確かめた。
- ウ セブンイレブンでの払込による収納(セブンイレブン収納)の証憑書類のうち、「手数料相殺表兼振込連絡表表示」からサンプルを四半期に1件抽出し、収納手数料の金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(セブンイレブン収納)と新車購入支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(セブンイレブン収納)の合計額)の金額が一致していることを確かめた。
- エ スマートピットカードでのコンビニ払込による収納(SPC 収納)の証憑書類のうち、「Smart Pit 精算書」からサンプルを四半期に1件抽出し、収納手数料の金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数料支ー収納手数料支出(SPC 収納)

と新車購入支ーリサイクル支ー収納手数支ー収納手数料支出(SPC 収納)の合計額)の金額が一致していることを確かめた。

オ 口座引落収納の証憑書類のうち、「お振込通知書」からサンプルを四半期に1件抽出し、口座引落収納分の「リサイクル料金等収納手数料」の金額と「総勘定元帳」(引取時預支ーリサイクル支ー収納手数支ー収納手数料支出(口座引落収納))の金額が一致していることを確かめた。

調査項目

自動車リサイクルシステム コンタクトセンター(以下「CC」という。)への委託業務の管理状況

調査内容

(6) CCへの委託業務のうち、下記業務に係る管理状況の調査

- ・自動車ユーザーからの問合せ対応
- ・リサイクル料金設定依頼の受付

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの期間におけるCCへの委託業務に係る資金管理センターにおける管理状況について、以下の手続きを実施する。

ア CCから資金管理センターが「コンタクトセンター 資金管理対応G ○月度稼働報告」を月次で入手しているかどうか、サンプルを2件抽出し確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの期間におけるCCへの委託業務に係る資金管理センターにおける管理状況について、以下の手続きを実施した。

ア CCから資金管理センターが「コンタクトセンター 資金管理対応G ○月度稼働報告」を月次で入手しているかどうか、サンプルを2件抽出し確かめた。

調査項目

自動車リサイクルシステム 輸出返還事務センター(以下「YC」という。)への委託業務の管理状況

調査内容

(7) YCへの委託業務のうち、下記業務に係る管理状況の調査

- ・リサイクル料金の取戻し申請審査及び返還

調査方法

- ① 平成28年度1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等の取戻し申請書」よりサンプルを申請受理月ベースで毎月1件抽出し、当該「再資源化預託金等の取戻し申請書」に YC による確認印が押印されているかどうか確かめる。また、当該サンプルに「輸出許可通知書」等の写しが添付されているかどうか確かめる。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」からサンプルを四半期に1件抽出し、「振込明細データ<総合振込>」と照合し、払戻額が一致しているかどうか確かめる。
- ③ 平成28年1月から平成28年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」よりサンプルを四半期に1件抽出し、「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」に記載されている返還金額総額と業務課作成の「預託金返還に伴う会計確認書」に記載されている当月返還総額とが一致しているかどうか確かめる。また、当該返還金額を「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ④ 上記③について、当該「預託金返還に伴う会計確認書」に業務課課長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。また、当該「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる。
- ⑤ 再送金を要する場合について、平成28年1月から平成28年12月までの「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」よりサンプルを四半期に1件抽出し、当該「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に資金管理センター部長又は業務課課長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。また、当該「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に記載されている送金額を「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。併せて、当該「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されているかどうか確かめる（変更処理にて対応した場合を除く）。

調査結果

- ① 平成28年度1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等の取戻し申請書」よりサンプルを申請受理月ベースで毎月1件抽出し、当該「再資源化預託金等の取戻し申請書」に YC による確認印が押印されていることを確かめた。また、当該サンプルに「輸出許可通知書」等の写しが添付されていることを確かめた。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」からサンプルを四半期に1件抽出し、「振込明細データ<総合振込>」と照合し、払戻額が一致していることを確かめた。
- ③ 平成28年1月から平成28年12月までの「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」よりサンプルを四半期に1件抽出し、「仕訳票（中古輸出に伴う取戻し請求分）」に記載されている

返還金額総額と業務課作成の「預託金返還に伴う会計確認書」に記載されている当月返還総額とが一致していることを確かめた。また、当該返還金額を「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致していることを確かめた。

- ④ 上記③について、当該「預託金返還に伴う会計確認書」に業務課課長の決裁印が押印されていることを確かめた。また、当該「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた。
- ⑤ 再送金を要する場合について、平成28年1月から平成28年12月までの「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」よりサンプルを四半期に1件抽出し、当該「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に資金管理センター部長又は業務課課長の決裁印が押印されていることを確かめた。また、当該「取戻し申請に係る払戻し額の再送金依頼」に記載されている送金額を「振込明細データ<総合振込>」と照合し、金額が一致していることを確かめた。併せて、当該「振込明細データ<総合振込>」の承認者欄に資金管理センター部長名又は経理課課長名が表示されていることを確かめた（変更処理にて対応した場合を除く）。

調査項目

返還金額の支払プロセス

調査内容

- (8) 「輸出返還事務センター2016年〇月度月次活動報告」、「提供サービス量に関する報告書(2016年〇月度)」及び「請求書」への記載事項の確認

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの輸出取戻しに係る事務手続の YC への委託業務について、YC から資金管理センターに提出された「輸出返還事務センター2016年〇月度月次活動報告」(1月度から12月度)及び「提供サービス量に関する報告書(2016年〇月度)」(1月度から12月度)からサンプルを四半期に1件抽出し、以下の手続を実施する。

- ① サンプルから抽出した「輸出返還事務センター2016年〇月度月次活動報告」と「提供サービス量に関する報告書(2016年〇月度)」を照合し、変動料金に係る提供サービス量及び立替金の額が一致しているかどうか確かめる。
- ② 「提供サービス量に関する報告書(2016年〇月度)」に業務課課長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。
- ③ 「提供サービス量に関する報告書(2016年〇月度)」に記載されている立替金の額が、YC の委託業者からの「請求書」に記載されている金額と一致しているかどうか確かめる。また、当該「請求書」に業務課課長の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの輸出取戻しに係る事務手続の YC への委託業務について、YC から資金管理センターに提出された「輸出返還事務センター2016年〇月度月次活動報告」（1月度から12月度）及び「提供サービス量に関する報告書（2016年〇月度）」（1月度から12月度）からサンプルを四半期に1件抽出し、以下の手続を実施した。

- ① サンプルから抽出した「輸出返還事務センター2016年〇月度月次活動報告」と「提供サービス量に関する報告書（2016年〇月度）」を照合し、変動料金に係る提供サービス量及び立替金の額が一致していることを確かめた。なお、平成28年5月から12月については、当該手続に係る対象業務が無かったため手続は実施していない。
- ② 「提供サービス量に関する報告書（2016年〇月度）」に業務課課長の決裁印が押印されていることを確かめた。なお、平成28年5月から12月については、当該手続に係る対象業務が無かったため手続は実施していない。
- ③ 「提供サービス量に関する報告書（2016年〇月度）」に記載されている立替金の額が、YC の委託業者からの「請求書」に記載されている金額と一致していることを確かめた。また、当該「請求書」に業務課課長の決裁印が押印されていることを確かめた。なお、平成28年5月から12月については、当該手続に係る対象業務が無かったため手続は実施していない。

3. 資金管理センターにおける資金運用の調査

調査項目

再資源化預託金の運用関連

調査内容

(1) 運用計画の実行状況

調査方法

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に資金管理センター担当理事の確認印が押印されているかどうか確かめる。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録の添付資料「証券会社評価チェックリスト」を閲覧し、「取引証券会社の選定及び見直しに係る部内規則」に従い、年2回、証券会社の評価を実施しているかどうか確かめる。また、当該「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に、資金管理センター担当理事による確認印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に資金管理センター担当理事の確認印が押印されていることを確かめた。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録の添付資料「証券会社評価チェックリスト」を閲覧し、「取引証券会社の選定及び見直しに係る部内規則」に従い、年2回、証券会社の評価を実施していることを確かめた。また、当該「再資源化預託金等運用計画会議」の議事録に、資金管理センター担当理事による確認印が押印されていることを確かめた。

調査方法

(2) 日常の事務処理

調査方法

- ① リスク管理業務について、以下を確かめる。
 - ア 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金の運用に関するリスク管理(報告)」を閲覧し、すべてに資金管理センター担当理事の報告受領印が押印されているかどうか確かめる。
 - イ 平成28年1月から平成28年12月までの「債券取引明細表」より各月1件、約定日ペー

スで債券取引をサンプル抽出し、当該債券について「最良執行検証報告書」が作成され部長の報告受領印が押印されているかどうか確かめる。

② バックオフィス業務について、以下を確かめる。

ア 資金運用に関する業務について、平成28年1月から平成28年12月までの「最良執行検証報告書」からサンプルを各月1件抽出し、企画課が作成した「約定プロッター」、証券会社からの約定内容が確認できる帳票、債券管理システムからの出力証憑である「債券取引明細表」及び資産管理サービス信託銀行（以下、「TCSB」という。）への「運用方法指図書」を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。

イ 上記アで抽出したサンプルについて、資金管理センター部長（部長が不在であった場合には担当理事）による決裁印が「運用方法指図書」の捺印欄に押印されているかどうか確かめる。

ウ 平成28年1月から平成28年12月までの「TCSB 資金繰表」からサンプルを各月1件抽出し、経理課から TCSB へ送付した「信託元本追加連絡票」と TCSB から経理課に送付される「追加信託金受領書」について、追加元本の金額が一致しているかどうか確かめる。

エ 平成28年1月から平成28年12月までの債券管理システムから出力した月次の「運用報告書」及び TCSB から受領した月次の「信託財産運用状況報告書（決算）」に基づいて作成された「債券管理月次報告書」のすべてについて、資金管理センター担当理事による報告受領印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

① リスク管理業務について、以下を確かめた。

ア 平成28年1月から平成28年12月までの「再資源化預託金の運用に関するリスク管理（報告）」を閲覧し、すべてに資金管理センター担当理事の報告受領印が押印されていることを確かめた。

イ 平成28年1月から平成28年12月までの「債券取引明細表」より各月1件、約定日ベースで債券取引をサンプル抽出し、当該債券について「最良執行検証報告書」が作成され部長の報告受領印が押印されていることを確かめた。なお、平成28年2月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。また、平成28年7月及び10月については、「最良執行検証報告書」は作成されていないため手続は実施していない。

② バックオフィス業務について、以下を確かめた。

ア 資金運用に関する業務について、平成28年1月から平成28年12月までの「最良執行検証報告書」からサンプルを各月1件抽出し、企画課が作成した「約定プロッター」、証券会社からの約定内容が確認できる帳票、債券管理システムからの出力証憑で

ある「債券取引明細表」及び資産管理サービス信託銀行（以下、「TCSB」という。）への「運用方法指図書」を照合し、金額が一致していることを確かめた。なお、平成28年2月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。また、平成28年7月及び10月については、「最良執行検証報告書」は作成されていないため手続は実施していない。

- イ 上記アで抽出したサンプルについて、資金管理センター部長（部長が不在であった場合には担当理事）による決裁印が「運用方法指図書」の捺印欄に押印されていることを確かめた。なお、平成28年2月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。
- ウ 平成28年1月から平成28年12月までの「TCSB 資金繰表」からサンプルを毎月1件抽出し、経理課から TCSB へ送付した「信託元本追加連絡票」と TCSB から経理課に送付される「追加信託金受領書」について、追加元本の内容が一致していることを確かめた。なお、平成28年3月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。
- エ 平成28年1月から平成28年12月までの債券管理システムから出力した月次の「運用報告書」及び TCSB から受領した月次の「信託財産運用状況報告書（決算）」に基づいて作成された「債券管理月次報告書」のすべてについて、資金管理センター担当理事による報告受領印が押印されていることを確かめた。

4. 資金管理センターにおけるその他の業務の調査

調査項目

調達規則の運用状況

調査内容

(1) 調達規則の運用状況の調査

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの期間において、1件20万円以上の契約を締結している月に関して、「2015年度資金管理センター決裁書起案番号表」及び「2016年度資金管理センター決裁書起案番号表」より選定された該当月毎に1件サンプル（基準日：起案日）を抽出し、契約書が締結されているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの期間において、1件20万円以上の契約を締結している月に関して、「2015年度資金管理センター決裁書起案番号表」及び「2016年度資金管理センター決裁書起案番号表」より選定された該当月毎に1件サンプル（基準日：起案日）を抽出し、契約書が締結されていることを確かめた。なお、平成28年1月、6月、7月、10月、11月、12月については、当該手続に係る対象取引が無かったため手続は実施していない。

調査項目

情報公開規程

調査内容

(2) 情報公開規程の運用状況の調査

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの「情報公開等（訴訟・債権差押え等に係る）文書受付・発送簿（債権回収業務に係る文書を除く）」より各月1件（基準日：受付日）「情報公開請求に係る決裁書」をサンプル抽出し、当該「情報公開請求に係る決裁書」に資金管理センター担当理事の決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの「情報公開等（訴訟・債権差押え等に係る）文書受付・

発送簿（債権回収業務に係る文書を除く）」より各月1件（基準日：受付日）「情報公開請求に係る決裁書」をサンプル抽出し、当該「情報公開請求に係る決裁書」に資金管理センター担当理事の決裁印が押印されていることを確かめた。

調査項目

決裁規則の運用状況

調査内容

(3) 決裁規則の運用状況の調査

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までに決裁された「決裁書」に関して、「2015年度資金管理センター決裁書起案番号表」及び「2016年度資金管理センター決裁書起案番号表」より各月1件の「決裁書」をサンプル抽出し、当該「決裁書」の決裁区分欄に記載されている決裁区分（理事長決裁、理事決裁、部長決裁）に従った決裁者（但し、理事長決裁については決裁規則に基づき理事長の決裁代行者である専務理事）により、決裁印が押印されているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までに決裁された「決裁書」に関して、「2015年度資金管理センター決裁書起案番号表」及び「2016年度資金管理センター決裁書起案番号表」より各月1件の「決裁書」をサンプル抽出し、当該「決裁書」の決裁区分欄に記載されている決裁区分（理事長決裁、理事決裁、部長決裁）に従った決裁者（但し、理事長決裁については決裁規則に基づき理事長の決裁代行者である専務理事）により、決裁印が押印されていることを確かめた。

調査項目

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」の調査

調査内容

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」の作成状況の調査

調査方法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下、「100条帳簿」という。）に決裁権限者の確認印が押印されているかどうか確かめる。また、100条帳簿の正本が金庫に保管されているかどうか確かめる。

調査結果

「使用済自動車の再資源化等に関する法律第100条で規定する帳簿」（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下、「100条帳簿」という。）に決裁権限者の確認印が押印されていることを確かめた。また、100条帳簿の正本が金庫に保管されていることを確かめた。

5. 再資源化支援部の調査（法第106条関連業務）

調査項目

資金管理センターからの入金額と委託先への支払額（法第106条第2号関連）

調査内容

(1) 資金管理センターからの入金額の照合及び委託先への支払額の照合

調査方法

- ① 通常義務者不存在車及び番号不明被災自動車に係る再資源化等預託金に関する再資源化支援部の再資源1号口座への平成28年1月から平成28年12月までの各月の資金管理センターからの入金額について、「精算基礎表」の再資源化等預託金の合計欄の金額及び資金管理センターからの「20XX年×月度 再資源化等預託金の払渡し金額通知書」の払渡し金額合計を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの自再協、三井物産メタルズ(株)ならびに自再協ART部からの「請求書」と再資源化支援部の「決裁書」及び「精算基礎表」に集計された自再協、三井物産メタルズ(株)ならびに自再協ART部への支払金額を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 通常義務者不存在車及び番号不明被災自動車に係る再資源化等預託金に関する再資源化支援部の再資源1号口座への平成28年1月から平成28年12月までの各月の資金管理センターからの入金額について、「精算基礎表」の再資源化等預託金の合計欄の金額及び資金管理センターからの「20XX年×月度 再資源化等預託金の払渡し金額通知書」の払渡し金額合計を照合し、金額が一致していることを確かめた。
- ② 平成28年1月から平成28年12月までの自再協、三井物産メタルズ(株)ならびに自再協ART部からの「請求書」と再資源化支援部の「決裁書」及び「精算基礎表」に集計された自再協、三井物産メタルズ(株)ならびに自再協ART部への支払金額を照合し、金額が一致していることを確かめた。

調査項目

資金管理センターからの入金額の確認（法第106条第3号関連）

調査内容

(2) 資金管理センターからの入金額の承認

調査方法

平成28年1月から平成28年12月までの期間に資金管理センターが再資源化支援部へ出えんした特定再資源化預託金等について、主務大臣への承認申請に係る内部決裁手続が取られ、これに基づき主務大臣から承認されていることを確認する。また、資金管理センターからの e-mail による「【ご報告】出えんの振込の件」及び銀行から入手した「振込明細データ<総合振込>」と再資源化支援部の資金管理センターからの e-mail による「【ご報告】出えんの振込の件」への返信メール及び「普通預金通帳」を照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。

調査結果

平成28年1月から平成28年12月までの期間に資金管理センターが再資源化支援部へ出えんした特定再資源化預託金等について、主務大臣への承認申請に係る内部決裁手続が取られ、これに基づき主務大臣から承認されていることを確認した。また、資金管理センターからの e-mail による「【ご報告】出えんの振込の件」及び銀行から入手した「振込明細データ<総合振込>」と再資源化支援部の資金管理センターからの e-mail による「【ご報告】出えんの振込の件」への返信メール及び「普通預金通帳」を照合し、金額が一致していることを確かめた。

調査項目

再資源化資源部における出えん業務（法第106条第3号業務関係）

調査内容

(3) 再資源化支援部における出えん業務の確認

調査方法

- ① 再資源化支援部の出えんに係る離島市町村への支払業務について、平成28年1月から平成28年12月までに財団が実施した出えんのうち、四半期毎の申請書類を「離島対策支援事業・出えん申請書」ファイルから12件サンプルを抽出し、「離島対策支援事業出えん申請表」、「離島対策支援事業出えん決定連絡書（写）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細書」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。
- ② 再資源化支援部の出えんに係る離島市町村からの出えん金返還について、平成28年1月から平成28年12月までに財団が受領した返還金を「入出金明細照会」から抽出し、「離島対策支援事業出えん金の返還について」及び「普通預金通帳」と照合し、金額が一致しているかどうか確かめる。

調査結果

- ① 再資源化支援部の出えんに係る離島市町村への支払業務について、平成28年1月から平成28年12月までに財団が実施した出えんのうち、四半期毎の申請書類を「離島対策支援事業・出えん申請書」ファイルから12件サンプルを抽出し、「離島対策支援事業出えん申請表」、「離島対策支援事業出えん決定連絡書（写）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細書」と照合し、金額が一致していることを確かめた。
- ② 再資源化支援部の出えんに係る離島市町村からの出えん金返還について、平成28年1月から平成28年12月までに財団が受領した返還金を「入出金明細照会」から抽出し、「離島対策支援事業出えん金の返還について」及び「普通預金通帳」と照合し、金額が一致していることを確かめた。

以上